

措置通知書

基地政策局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 防衛施設周辺の民生安定補助金において、佐世保市文書規程第33条第1項で「…指令…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない変更指令書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>変更・中止決定に係る指令書様式については、防衛施設周辺の民生安定補助金交付要綱に規定していないことから、本来その起案書について総務課長の審査を要するものですが、文書規程の認識不足により、総務課長の審査を受けることなく、変更決定指令書を発出していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年4月18日に局内会議を行い、文書規程及び当補助金交付要綱を再認識し、今後は事業の変更・中止に係る指令起案書について遺漏なく総務課長の審査を受けるよう周知徹底しました。</p>